

居宅介護支援重要事項説明書

ゆりかもめ

＜令和 8年 6月 1日 現在＞

1. 当事業所が提供する居宅介護支援についての相談窓口

電 話 059-398-2000 (8:30～17:15)
059-398-2001

2. 当居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および居宅介護支援提供地域

所在地	三重県四日市市楠町北五味塚1450番地1 (四日市市楠保健福祉センター内)
事業者名	四日市市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所ゆりかもめ
介護保険指定番号	居宅介護支援 (指定 2472200043号)
居宅介護支援を提供する地域	四日市市及び鈴鹿市の一部(長太栄町、長太旭町、長太新町及び南長太町に限る。)

(2) 当事業所の職員体制

管理者	1名以上
介護支援専門員(管理者含む)	1名以上(常勤換算)

(3) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	8:30～17:15
---------	------------

上記以外の日時は基本的には休業としますが、緊急の場合は対応します。

営業日及び営業時間以外に電話059-398-2001へ連絡いただきますと他施設へ転送され、当事業所と併設する在宅介護支援センター担当者へ報告されます。
在宅介護支援センター職員より、介護支援専門員へ連絡をとらせていただきます。

※ 休業日：土・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、原則として介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は1ヶ月につき要介護度等に応じて下記の金額をいただき、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この居宅介護支援提供証明書を後日、市町の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

要介護1～2	11,316円/月
要介護3～5	14,702円/月

(2) 加算

初回加算の適用がある場合	3,126円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)の適用がある場合	2,605円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)の適用がある場合	2,084円/月
退院・退所加算(Ⅰ)イの適用がある場合	4,689円/月
退院・退所加算(Ⅰ)ロの適用がある場合	6,252円/月
ターミナルケアマネジメント加算の適用がある場合	4,168円/月
特定事業所加算(Ⅲ)の適用がある場合	3,365円/月
処遇改善加算の適用がある場合	総報酬単位数の2.1%相当

(3) 交通費

前記 2の(1)の居宅介護支援を提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、原則として介護支援専門員が訪問するための交通費をいただきます。
自動車の場合は通常の実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき22円の実費をいただきます。

(4) 支払方法

料金が発生する場合は、月ごとの精算とし毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、その月の15日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、銀行振込、現金、口座引き落としの3通りの中からご契約の際に選ぶことができます。

4. 居宅介護支援の利用方法

(1) 居宅介護支援の利用開始

お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
居宅介護支援契約を締結した後、居宅介護支援の提供を開始します。

(2) 居宅介護支援の終了

① お客様のご都合で居宅介護支援を終了する場合

お申し出くださればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合で居宅介護支援を終了する場合

契約を継続し難いやむを得ない事情により、居宅介護支援の提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に居宅介護支援を終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・介護保険給付で居宅介護支援を受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援もしくは非該当と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ 自動継続

契約満了日の7日前までに、お客様から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

⑤ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、背信行為等を行い、本契約を継続し難い重大な事由があった場合は、文書で通知することにより、直ちに居宅介護支援を終了させていただく場合があります。

(3) その他

- ・利用者やご家族は居宅サービス計画書に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができ、また当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・当事業所における支援を行う中で把握した日常生活に関する内容を、主治の医師、歯科医師、薬剤師に利用者様の了解を得た上で、情報共有を行い、連携して支援します。
- ・入院時には、担当ケアマネジャーの氏名や事業所名、連絡先等を入院先の医療機関へ情報提供するようご協力をお願いします。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の多様な事業者からお客様の選択に基づき、医療・保健・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・ 居宅サービス計画ガイドライン方式及び生活チェックシート方式によるアセスメントを基に、居宅サービス計画の作成支援を行います。
- ・ 要介護認定調査に関する資料と主治医意見書等すでに収集した情報と、お客様との面接によって収集した情報をもとに、解決すべき課題を的確に分析します。
- ・ 分析して抽出した課題に対する目標設定を明確に行います。
- ・ お客様の要望を十分に加味し、居宅サービス等の利用を中心とした居宅サービス計画を作成します。

(3) 秘密の保持

担当職員及びその他の従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報使用同意書により得ます。

6. 個人情報の利用について

- (1) 当事業所で得た利用者またはその家族の個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業所で得た利用者またはその家族の個人情報は下記目的に限って使用します。
 - ① 居宅介護支援業務の遂行
 - ② サービス担当者会議での情報共有
 - ③ 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - ④ 当事業所内での検討会・話し合い
 - ⑤ 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - ⑥ その他官公庁等の法律法令上の紹介時
- (3) なお、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。
(救急病院への情報伝達など)

7. 居宅介護支援内容に関する苦情

① 当事業所のお客さま相談・苦情担当者

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいている各居宅サービス等についてのご相談・苦情を承ります。

担 当 四日市市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所ゆりかもめ
電 話 059-398-2000
担当者 古林 耕平

② 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を「第三者委員」に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員 岸本 久義 四日市市民生委員児童委員協議会連合会副会長

平田 伸子 四日市市更生保護女性の会 会員

連絡先電話番号 059-354-8265(四日市市社会福祉協議会事務局)

③ その他

当事業所以外に、四日市市等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

担 当	四日市市介護保険課 管理・保険料係	電話	059-354-8190
	鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課	電話	059-369-3201
	三重県福祉サービス運営適正化委員会	電話	059-224-8111
	三重県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話	059-222-4165

8. 当事業所の概要

所在地・電話番号 三重県四日市市楠町北五味塚1450番地1
(四日市市楠保健福祉センター内)
059-398-2000

名称・法人種別 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会

代表者・氏名 会 長 一宮 恵

管理者氏名 古林 耕平

法人内で行っている
介護保険サービス 1. 居宅介護支援
2. 訪 問 介 護

第三者評価の実施状況 実施なし

9. 緊急時の対応

介護支援専門員は、訪問を実施中に、利用者の身体状況に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者の家族に連絡します。

10. 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (4) (1)～(3)を適切に実施するために担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 古林 耕平
-------------	-----------

- (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、保険者等に通報します。

----- 契 約 を す る 場 合 は 以 下 の 確 認 を す る こ と -----

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項とサービス利用状況を説明しました。

事 業 者

＜ 所 在 地 ＞ 三重県四日市市楠町北五味塚1450番地1
(四日市市楠保健福祉センター内)

＜ 事業者名 ＞ 四日市市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所ゆりかもめ 印
(指定 2472200043号)

＜担当者名＞

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項とサービス利用状況の説明を受けました。

利 用 者

＜ 住 所 ＞

＜ 氏 名 ＞ 印

(代 理 人)

＜ 住 所 ＞

＜ 氏 名 ＞ 印

個人情報使用同意書

私(及び私の家族)の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用目的

- (1) 居宅サービス計画の作成及び居宅サービスの提供を受けるにあたり、担当職員と居宅サービス事業所との間で開催されるサービス担当者会議等において、利用者の状態、家族の状態等を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)のほか居宅サービス事業所等、地域の相談窓口としての在宅介護支援センター等との連携調整等のために必要な場合。
- (3) 居宅サービス計画の作成及び居宅サービスの利用、またはそれに附随する支援を受けるにあたり、必要な情報を医療機関の関係者と共有する場合。

2 個人情報を提供する事業所等

- (1) 利用中または利用を予定している居宅サービス事業所
- (2) 地域の相談窓口としての在宅介護支援センター
- (3) 医療機関

3 使用する期間

居宅介護支援利用契約の契約期間中

4 使用する条件

- (1) 個人情報の使用については、必要最小限の範囲で行うものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報使用内容の経過を記録すること。

令和 年 月 日

事業所名 四日市市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所 ゆりかもめ

(本人)

住所

氏名

※自署の場合は押印不要

(代筆者

)

(家族の代表)

住所

氏名

(続柄

)